

吉川市都市計画マスタープラン（改定原案）

～みなさんのご意見をお寄せください～

1 はじめに

本市では、平成12年3月に策定した「吉川市都市計画マスタープラン（平成24年3月一部改定）」が令和3年度に目標年次を迎えることから、社会経済情勢の変化やSDGs（持続可能な開発目標）の推進等に対応し、市民等の幸福実感の向上を目指すため、都市計画マスタープランの改定を行うことになりました。

このたび、「吉川市の将来都市像」、「全体構想」及び「地域別構想」について改定原案を作成しましたので、みなさんのご意見をぜひお寄せください。

2 意見募集概要

(1) 意見募集の期間

令和3年8月16日(月)から令和3年9月16日(木)まで

(2) 意見の提出方法

閲覧場所に設置してあるパブリック・コメント意見提出用紙または任意の用紙に「氏名」、「住所」を明記し、①直接、②郵送、③FAX、④Eメールにてご提出ください。

①直接	都市計画課（市役所2階）、市役所1階市政情報コーナー、中央公民館、おあしす、駅前市民サービスセンター、旭地区センター、東部地区公民館、総合体育館
②郵送	〒342-8501 吉川市きよみ野一丁目1番地 吉川市役所 都市計画課 宛 ※9月16日(木)の消印有効
③FAX	048-981-5392
④Eメール	toshikei2@city.yoshikawa.saitama.jp

(3) 意見の公表

令和3年10月下旬を目途にホームページ等で公表予定

(4) 留意事項

- 記載いただきました個人情報については、提出されたご意見の内容を確認させていただく場合に利用します。また、個人情報は吉川市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理します。
- ご意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。
- 電話や口頭によるご意見はお受けできませんので、ご了承ください。

3 吉川市都市計画マスタープラン（改定原案） 概要資料

○ 「吉川市の将来都市像（改定原案）」について

吉川市の将来都市像においては、総合振興計画の基本構想、市民意向、現況特性、SDGs（持続可能な開発目標）等を踏まえ、都市計画マスタープランにおける「都市づくりの基本理念」を設定しています。

また、基本理念の実現に向けて、「土地利用」「都市施設」「都市環境」「都市防災」「都市景観」の5つの分野別に「都市づくりの基本目標」を設定するとともに、基本目標を達成するための「都市づくりの基本方向」を示しています。

また、第6次吉川市総合振興計画における将来都市構想（原案）を掲載するとともに、本計画における将来人口を示しています。

○ 「全体構想（改定原案）」について

全体構想においては、将来都市像における「都市づくりの基本理念・基本目標」の実現を図るため、「土地利用」「都市施設」「都市環境」「都市防災」「都市景観」の分野別の取り組みについて、それぞれの基本的な方針を示しています。

- ・ 土地利用では、7つの土地利用地域を設定して地域ごとの土地利用に関する基本方針等を示しています。
- ・ 都市施設では、道路や公共交通、公園、緑、スポーツ施設等の都市施設に関する基本方針等を示しています。
- ・ 都市環境では、自然環境の保全、生活環境の保全・形成、環境負荷の低減に関する基本方針等を示しています。
- ・ 都市防災では、都市の防災性の向上、総合的な流域治水の推進、復興まちづくりの方針に関する基本方針等を示しています。
- ・ 都市景観では、都市の景観形成に関する基本方針等を示しています。

○ 「地域別構想（改定原案）」について

地域別構想においては、市内を6地域に区分して、それぞれの地域における現況・特性や都市づくりの主要課題を整理し、地域ごとの都市づくりの方向性と分野別の整備方針を示しています。

【お問合せ先】

吉川市 都市計画課 都市計画担当
電話：048-982-9903